

【介護予防訪問リハビリテーション】

2020年1月1日現在 (単位:円)

	訪問リハビリテーション費(1回 20分)		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1、2	292	584	876

上記料金以外の加算について(該当者のみ)

加算項目		1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) *1	(1回)	230	460	690
サービス提供体制強化加算 *6	(1回)	6	12	18
短期集中リハビリテーション実施加算 *7	(日額)	200	400	600
事業所評価加算 *8	(月額)	120	240	360

※事業所評価加算は加算対象となる年度になりましたらご連絡いたします。

【訪問リハビリテーション】

2020年1月1日現在 (単位:円)

	訪問リハビリテーション費(1回 20分)		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1~5	292	584	876

上記料金以外の加算について(該当者のみ)

加算項目		1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) *2	(月額)	230	460	690
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) *3	(月額)	280	560	639
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) *4	(月額)	320	640	960
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) *5	(月額)	420	840	1,260
サービス提供体制強化加算 *6	(1回)	6	12	18
短期集中リハビリテーション実施加算 *7	(日額)	200	400	600
社会参加支援加算 *9	(日額)	17	34	51

- *1 リハビリテーション加算: リハビリテーション計画を定期的に評価し、適宜計画を見直し、カルテに記載していること
- *2 リハビリテーション加算(Ⅰ): リハビリテーション計画を定期的に評価し、適宜計画を見直し、カルテに記載していること
- *3 リハビリテーション加算(Ⅱ): 3か月に1回以上リハビリ会議を開催し、リハビリテーション計画について理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者またはご家族に説明を行い同意を得て、その内容を医師に報告すること
- *4 リハビリテーション加算(Ⅲ): 3か月に1回以上リハビリ会議を開催し、リハビリテーション計画について医師がご利用者又はご家族に説明を行い、同意を得ること
- *5 リハビリテーション加算(Ⅳ): Ⅲの条件を満たしリハビリ内容のデータを厚生労働省に送ること
- *6 サービス体制強化加算: 訪問リハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士または言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上のものがいること
- *7 短期集中リハビリテーション加算: 退院、退所日から3月以内の期間、リハビリテーションを集中的に行う。短期集中リハビリテーションの実施は1日20分以上、概ね週に2日以上となっていること
- *8 事業所評価加算: $(\text{要支援度維持者数} + \text{改善者数} \times 2) \div (\text{リハビリテーションマネジメント加算を3か月以上、その後更新、変更の認定を受けたもの})$ が7%以上の事業所
- *9 社会参加支援加算: $(\text{ADLやIADLの向上により社会参加に行こう出来た取り組みをした人の人数}) \div \text{評価対象期間中にサービスの提供を終了した実人数}$ が5%以上

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください